

答 申 第 4 9 号

平成16年6月9日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県個人情報保護審議会

会 長 原 田 三 朗

運行規制ナンバープレート調査事業に係る個人情報の本人収集の原則の例
外について（答申）

平成16年6月3日付け大第82号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

記

適当なものと認める。

なお、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう十分に配慮し、収集する個人情報について、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内とするとともに、その取扱いに関する明確な定めを設けるよう努められたい。

また、事業内容を変更しようとするとき（軽微な変更と認めるときを除く。）は、事前に当審議会の意見を聴くこととされたい。